

# 地方分権改革に関する地方からの提案について ＜自動車運転代行業関係＞

平成29年8月10日  
国土交通省自動車局

# 自動車運転代行業の概況

## 経緯

平成14年6月 「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」施行

平成16年6月 代行運転自動車の運転者への第二種免許の義務付け（道路交通法）

平成27年3月 国土交通大臣から各運輸支局長に委任されていた権限が都道府県知事に移譲（第4次分権一括法）

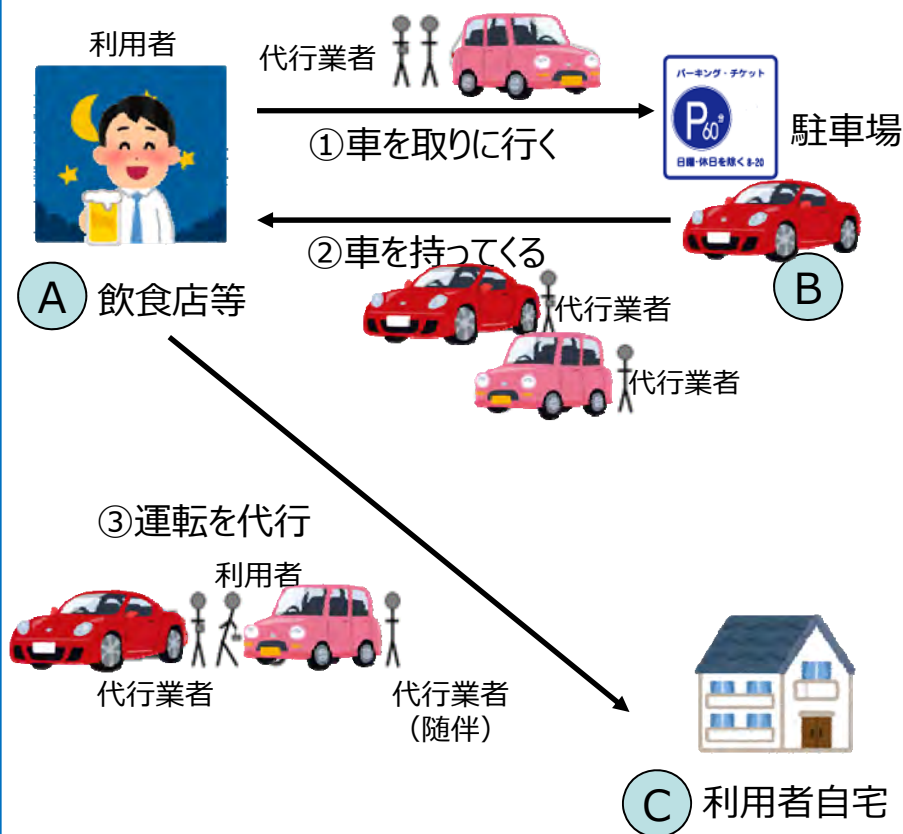
➤ 自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲したもの。

## これまでの取組み

- 平成20年2月、警察庁と共に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を策定。
  - ・顧客車に対する車両保険等の加入
  - ・顧客車への標識の表示方法の改善 等
- 平成24年3月、警察庁と共に「安全安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定。
  - ・随伴車へのペイント化、行政処分の強化 等
- 平成28年3月、「自動車運転代行業における適正な業務運営に向けた「利用者保護」に関する諸課題への対応」を策定。
  - ・随伴車の損害賠償措置の義務化
  - ・料金制度に関するガイドラインの策定 等

## 自動車運転代行業とは

主として夜間盛り場で飲酒し運転できなくなった者等の自動車をその者に代わって運転する事業



# 自動車運転代行業の概要

## 自動車運転代行業者数及び車両数

○業者数は、最も多い県（沖縄県）で約800社、随伴車数で約1,700台（沖縄県、茨城県）。

都道府県	業者数	随伴用車数	都道府県	業者数	随伴用車数	都道府県	業者数	随伴用車数
北海道	254	774	長野	181	661	岡山	93	393
青森	195	583	静岡	274	1,049	広島	74	236
岩手	163	457	富山	173	553	山口	84	274
宮城	310	718	石川	105	493	徳島	155	320
秋田	304	673	福井	141	492	香川	38	351
山形	208	706	岐阜	113	406	愛媛	156	423
福島	317	917	愛知	123	379	高知	118	298
東京	83	404	三重	76	177	福岡	390	1,012
茨城	385	1,616	滋賀	77	191	佐賀	205	400
栃木	221	1,102	京都	33	96	長崎	175	399
群馬	280	1,110	大阪	251	523	熊本	354	907
埼玉	174	735	兵庫	170	526	大分	126	334
千葉	307	736	奈良	65	165	宮崎	178	488
神奈川	106	310	和歌山	155	430	鹿児島	338	734
新潟	215	832	鳥取	52	168	沖縄	776	1,669
山梨	99	455	島根	46	116	合計	8,916	26,791

平成28年末現在

# 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）

● **目的（第1条）** 自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ること

● **自動車運転代行業の定義（第2条第1項）**

他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、以下のいずれにも該当するもの

- 主として、夜間において酔客に代わって運転するものであること
- 酔客等を乗車させるものであること
- 常態として、当該営業の用に供する自動車が随伴するものであること

● **認定（第4条）** 自動車運転代行業を営もうとする者は、以下の事項に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならない

公安委員会は、認定に際して、あらかじめ、国土交通大臣（都道府県知事※）に協議し、その同意を得なければならない（第5条第4項）

※平成27年4月1日、法に基づく国土交通大臣の事務・権限（標準約款の作成を除く）を都道府県に移譲

【欠格要件】（第3条）

- 私法上の行為能力を大きく制限された者（成年被後見人 等）
- 一定の前科がある者
- 最近2年間に、本法の規定に基づく営業停止の処分その他の処分に違反した者
- 暴力団関係者 等

● **代行業者の義務**

## 交通の安全（公安委員会）

- 代行運転自動車標識の表示（第16条）
- 無免許運転等の下命容認の禁止（第19条第1項及び第2項）
- 二種免許の義務付け（道交法第86条第5項）

## 利用者の保護（国土交通省）

- 料金の掲示（第11条）
- 損害賠償措置を講ずること（第12条）
- 約款の掲示（第13条第1項）
- 随伴用自動車の表示等（第17条）

● **行政処分** 立入検査等により、上記義務違反等に対しては、以下の処分がなされる

- 報告及び立入検査（第21条）
- 営業停止（第23条）

## 第1次回答概要

損害賠償責任保険の保険料の支払い状況の報告義務化については、定期的な報告等が必要であれば、各都道府県において適宜措置されたい。

自動車運転代行業は、公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、現行法において最低利用料金の規定は設けられていないところであるが、条例で料金に関して規制を設けることについてその可否も含めて検討を行う。

## ◆ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）（抄）

（料金の揭示）

第十一条 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、利用者から収受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（代行運転役務の提供の条件の説明）

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供しようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十一条の規定により揭示した料金、第十三条第一項の規定により揭示した自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

（報告及び立入検査）

第二十一条（略）

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3・4（略）

（都道府県が処理する事務）

第二十八条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

## ◆ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）（抄）

（都道府県が処理する事務）

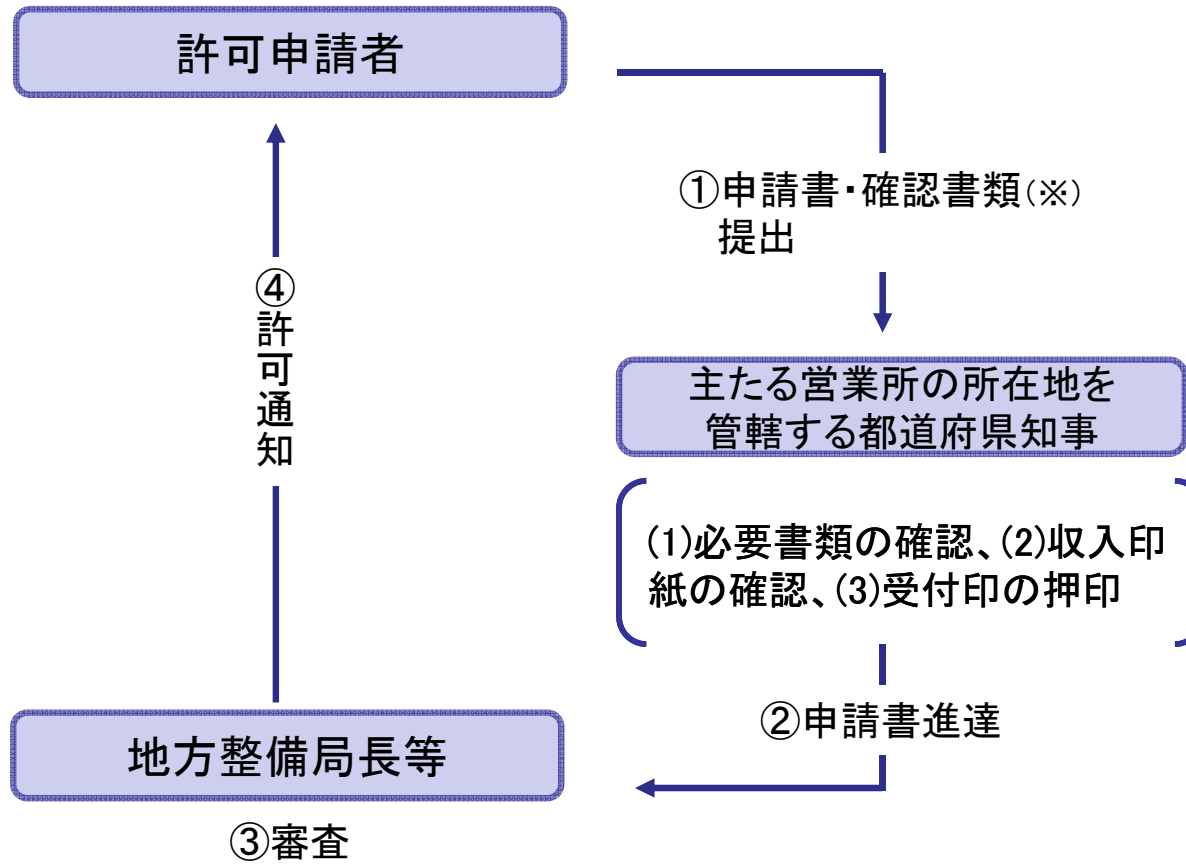
第七条 法に規定する国土交通大臣の権限（法第十三条第四項に規定するものを除く。）に属する事務は、自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

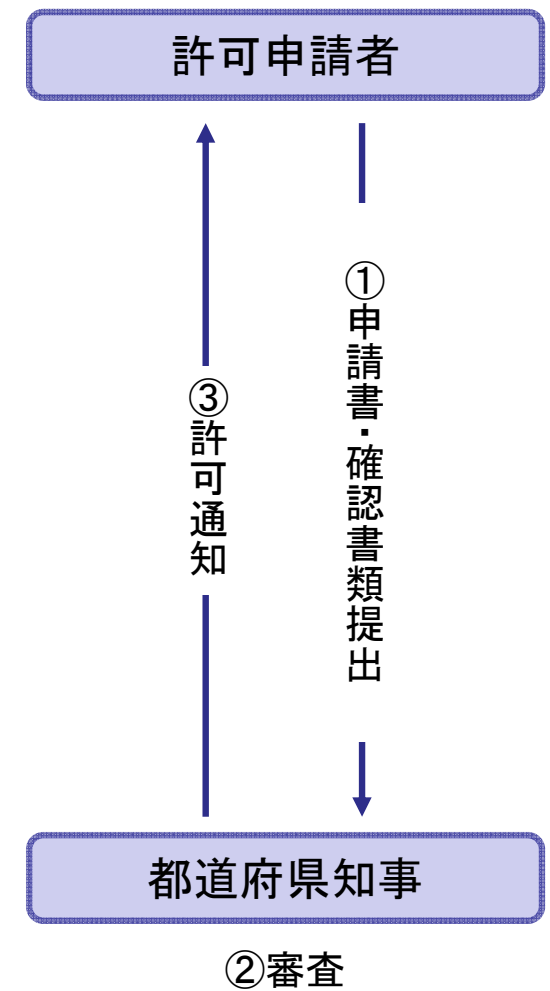
# 建設業許可事務のフローについて

- 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 一の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 【国土交通大臣許可の場合】



## 【都道府県知事許可の場合】



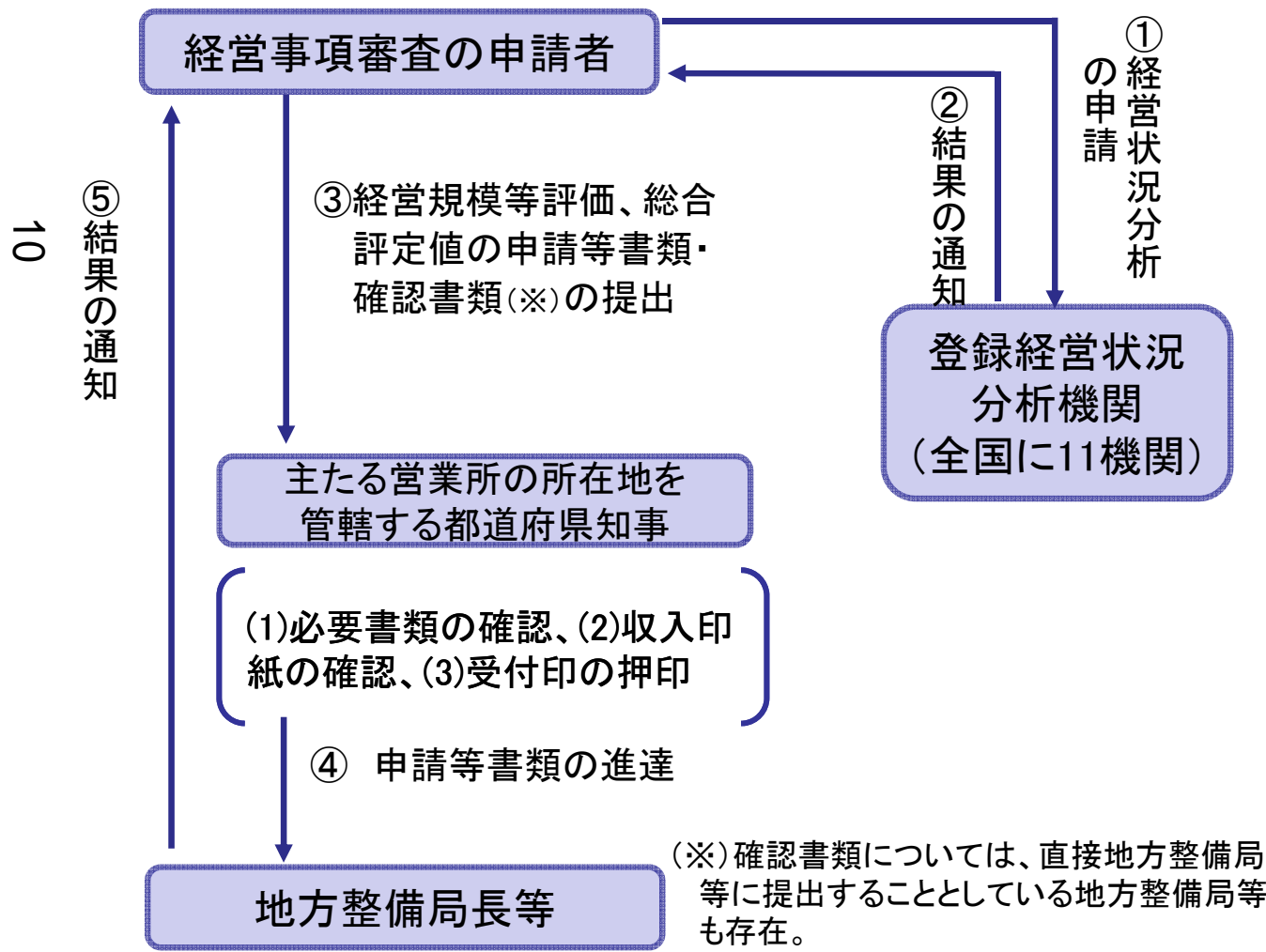
重点番号49 : 都道府県經由事務の見直し(建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他書類)(国土交通省)

(※) 確認書類については、直接地方整備局等に提出することとしている地方整備局等も存在。

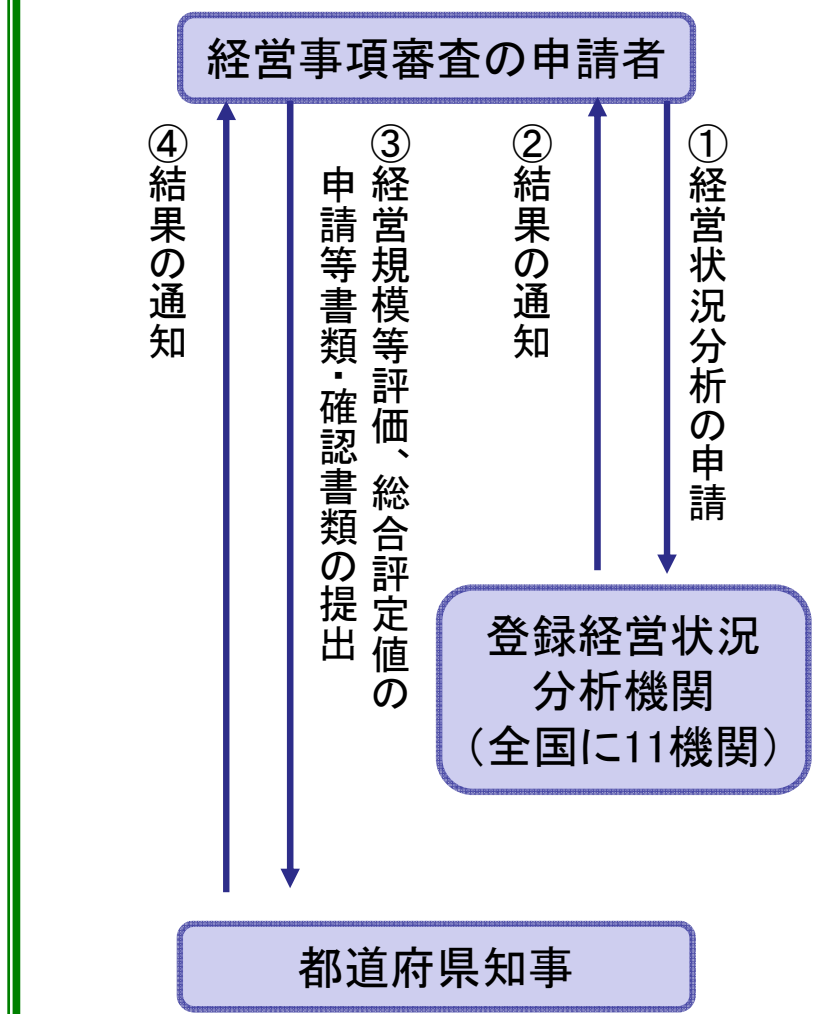
# 経営事項審査事務のフローについて

- 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けなければならない。
- 経営事項審査は、経営状況分析(登録経営状況分析機関が実施)と経営規模等評価(許可行政庁が実施)からなり、それぞれの結果をもとに総合評定値が算出される。

## 【国土交通大臣許可の場合】



## 【都道府県知事許可の場合】



# 提案の概要と提案に対する考え方①

## 提案の概要

建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類の都道府県の経由事務の廃止



## 提案に対する考え方①

### ～申請者にとって利便性の観点～

- 申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出をもとめている場合が多い。
  - ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。
  - 仮に、都道府県の経由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、住民の利便性の向上とは逆行する。
  - 都道府県の経由事務を廃止したとしても、都道府県が30日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間30日がなくなる」とのご指摘はあたらない。
- ※ 都道府県の経由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に規定されている。



# 提案の概要と提案に対する考え方②

## 提案に対する考え方②

### ～都道府県にとっての利便性の観点～

- 建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることとなっている。
- 申請書類の提出が都道府県経由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者について必要な情報を速やかに把握ことができ、処分を迅速に行うことができる。

### 12) 電子申請等に係る検討について～

- 書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。

(参考) 建設業法 (昭和24年法律第100号) (抄)

(指示及び営業の停止)

第二十八条

4 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

5 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県知事の許可を受けた建設業者で当該都道府県の区域内において営業を行うものが、当該都道府県の区域内における営業に関し、第一項各号のいずれかに該当するとき又は同項若しくは前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

# 許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化

建設産業政策会議とりまとめ  
「建設産業政策2017+10」  
「参考資料2.施策集編」より抜粋  
(一部加工)

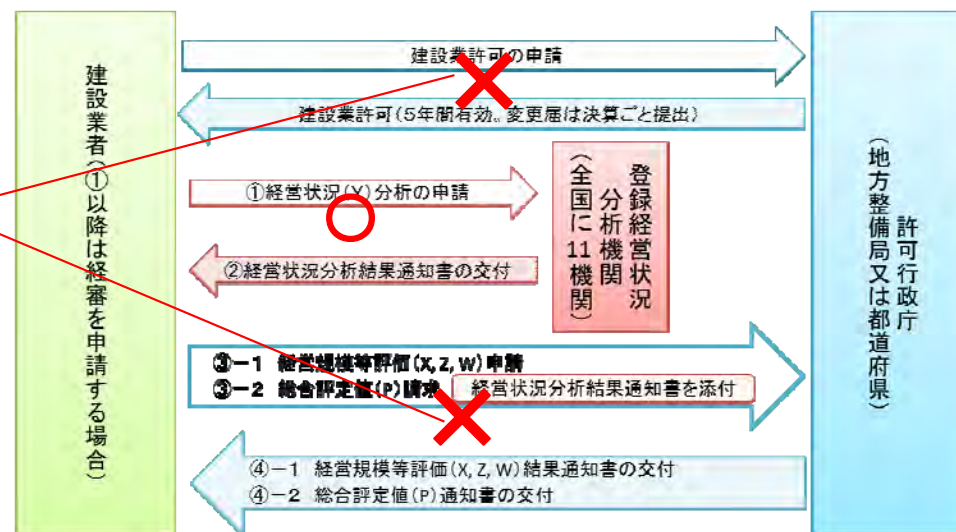
## <施策の概要>

- 建設業許可、経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘があることを踏まえ、申請書類等を簡素化するとともに、将来的には**電子申請化を図る**。
- 書類の簡素化にあたっては、必要な審査精度を保てるよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等についても併せて措置する。

## ○建設業許可申請、 経営事項審査申請の電子化

- ・現行、書面での申請が行われている**手続の電子化**
  - ・**申請データの電子的な確認**
  - ・**審査負担を軽減**
- により、**建設企業・許可行政庁の双方の事務を効率化**(生産性の向上)

## 【現在の電子申請の整備状況】



※ 同時に、虚偽申請等の不正への対応を厳格化

## ○建設業許可申請書類、経営事項審査申請書類の簡素化

建設業許可や経審等の申請時に添付する確認書類を簡素化(生産性の向上)

(参考)行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(平成29年3月29日)(抜粋)

### ○ 行政手続簡素化の3原則

1. 行政手続の電子化の徹底
2. 同じ情報は一度だけの原則
3. 書式・様式の統一

### ○ 重点分野と削減目標

1. 重点分野  
「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
2. 削減目標  
行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減

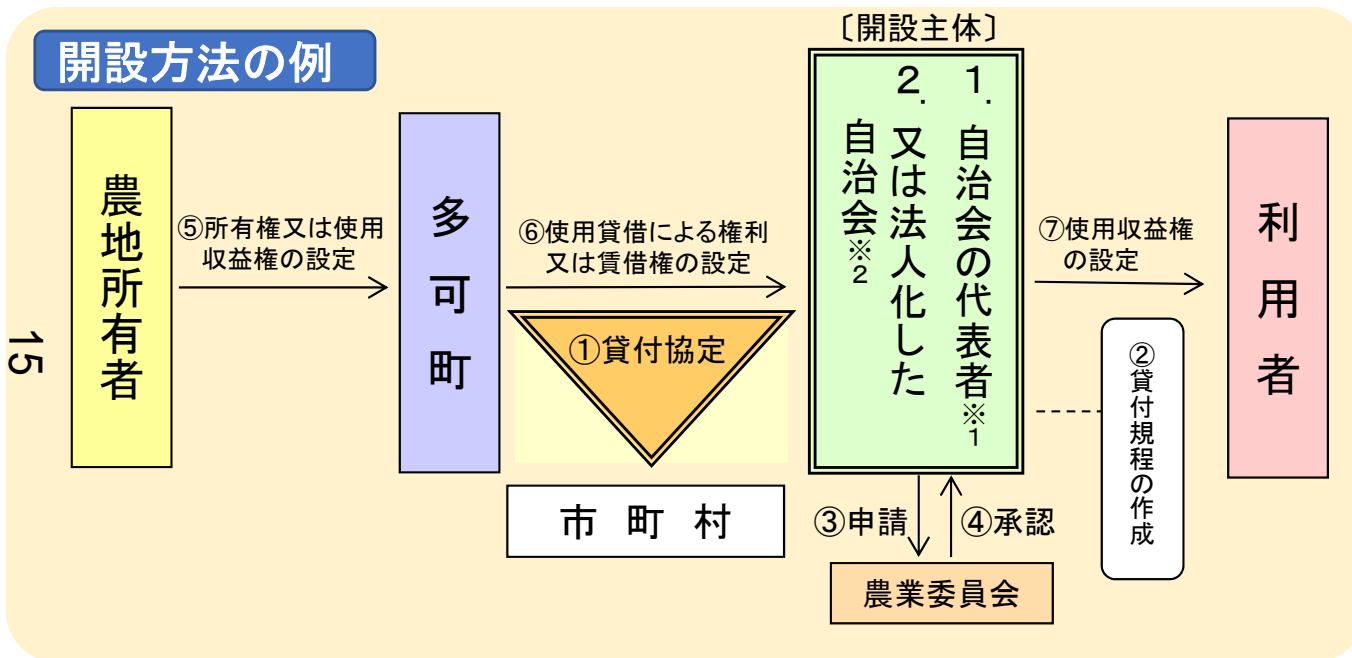
# 任意団体による市民農園の開設について

平成29年8月10日  
**農林水産省**

# I 任意団体による市民農園の開設

1. 民法上、賃借権等の権利義務は自然人及び法人のみが帰属主体になれる。
2. このため、提案団体(多可町)の要望を実現するには、
  - ① 社団の代表者個人の名において借り受けた農地で市民農園を開設する
  - ② 自治会等の地縁による団体は、市町村長の認可を受けることで法人格を取得することができるので(認可地縁団体)、法人化し借り受けた農地で市民農園を開設する  
方法のいずれかのケースが考えられる。

## 開設方法の例



## 具体的な事例

### 団体の代表者が申請

- ・ 鳥取県鳥取市で自治会の代表者が申請し、市民農園を開設(平成21年開設、30区画)

### 認可地縁団体(法人)が申請

- ・ 愛知県田原市で認可地縁団体が市民農園を開設(平成19年開設、30区画)

※1 自治会の代表者個人の名において開設手続きを行い、管理・運営の一部を自治会の構成員が行うことができる

※2 自治会等の地縁団体は、簡易な手続きで法人格を取得し、権利義務の帰属主体になることができる認可地縁団体の制度がある(詳細は次ページ)。

## 多可町の具体的支障事例への対応

町営施設としての市民農園については、施設の老朽化による管理費の増加等を考慮すると、当初予定の20年を経過すれば農地に戻すことも考えているが、町としてはこれまで同様、集落とのつながりを持ちながら運営してほしい。

(引き続き集落中心団体が運営するメリット)

- ・これまでの運営団体であり、ノウハウを持っている。
- ・地元雇用、都市と農村との交流により集落も活性化できる。

(法人化に前向きでない理由)

- ・財務諸表など専門的知識が必要な資料の作成が増え、人材的・財政的に団体では対応が困難。
- ・登記の負担、経費なども含め団体構成員にも負担が増す話であり、団体内での意思統一には困難が想定される。

自治会の代表者個人が開設する場合及び認可地縁団体が開設する場合のいずれの場合も、これまで同様、集落とのつながりを持ちながら運営できる。

自治会の代表者個人が開設する場合及び認可地縁団体が開設する場合のいずれの場合も、上記のメリットは享受できる。

認可地縁団体の認可に当たって財務諸表の作成は不要。また、認可した際の市長村長の公告により法人登記に代えることになるので、登記は不要。

## Ⅱ 認可地縁団体

自治会、町内会等の地縁による団体は、当該団体名義での不動産登記ができなかったことから、当該団体の代表者の個人名義での登記をせざるを得ず、財産上の種々の問題が生じていた。このため、平成3年に地方自治法の改正をし、市町村長の認可を受けることで当該団体に法人格を付与する制度が導入された(地方自治法第260条の2)。平成25年4月1日時点で44,008団体が認可を受けている(総務省調べ)。

### 申請できる団体

町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

- ※ スポーツ同好会のように特定の目的の活動を行う団体等は除かれている。
- ※ 不動産又は不動産に関する権利等の保有を目的としていない団体は除かれている。

### 認可の要件

次の全ての要件を満たす必要がある。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

### 認可を受けるメリット

- ・ 認可地縁団体自体が権利義務の帰属主体になる。
- ・ 認可地縁団体の名義で不動産の登記ができる。

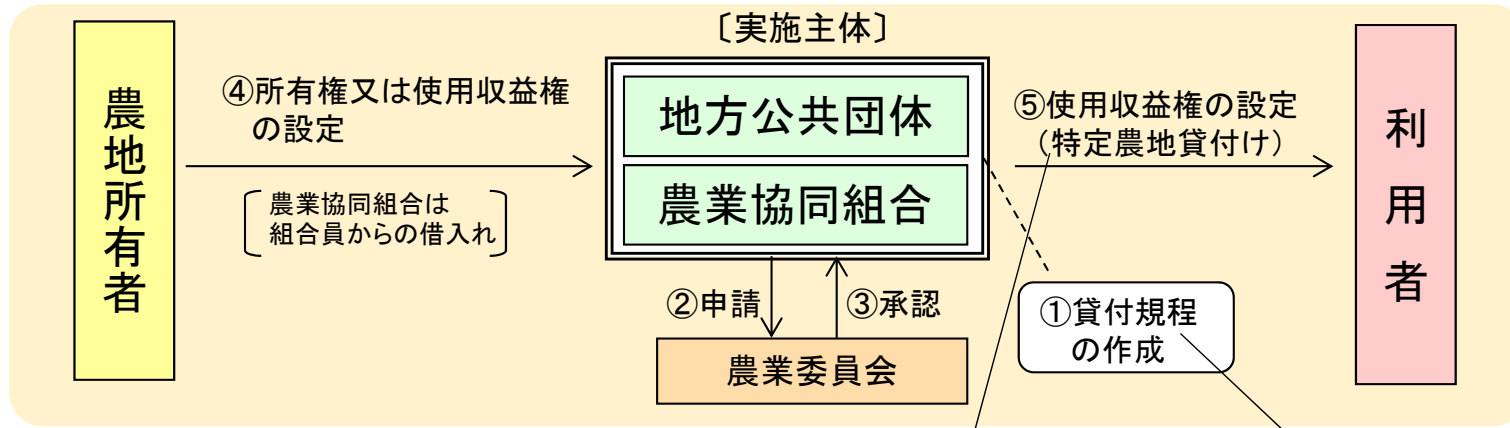
### その他

認定した際の市町村長の告示により、認可地縁団体としての法人登記に代えることとなるので、法務局への法人登記は必要ない。

# (参考1) 市民農園開設のための制度について ①

## 特定農地貸付法に基づく市民農園開設の手続き(特定農地貸付法第3条)

### ① 地方公共団体又は農業協同組合が開設する場合



#### 貸付規程

市民農園開設者が以下の貸付けのルールに関する項目を記載した規程を作成

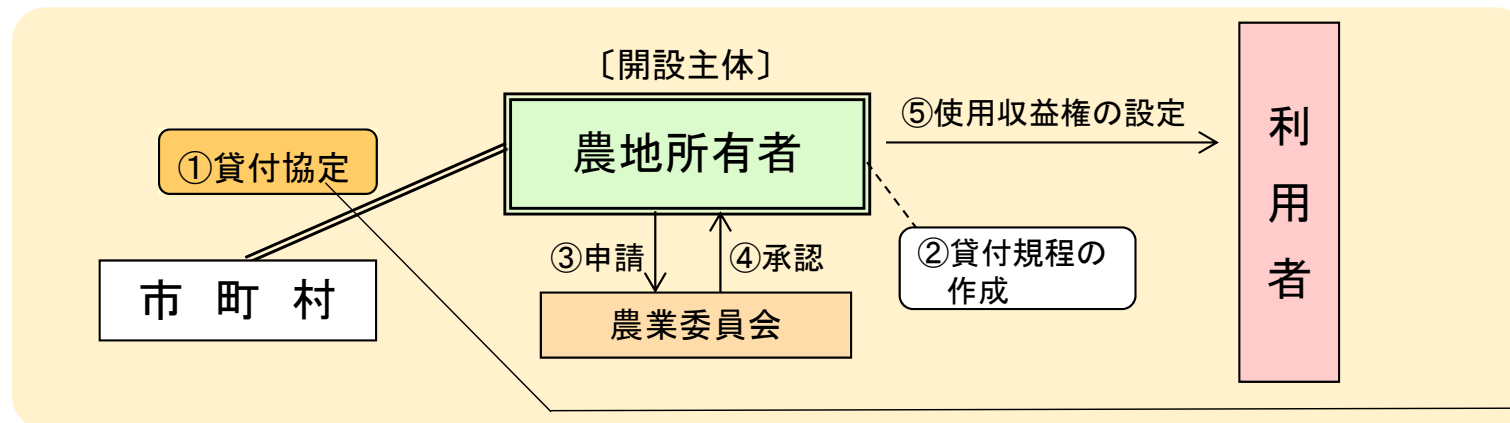
- ① 特定農地貸付けをする農地の所在、地番及び面積
- ② 利用者の募集、選考の方法
- ③ 貸付期間 等

#### 特定農地貸付け

以下の全てを満たす農地の貸付け(法第2条第2項第1号から第3号)

- ① 利用者当たり10a未満で相当の者を対象として定型的条件で行われること
- ② 営利を目的としない農作物の栽培のための貸付け(自家消費分を超えた農作物の販売は可能)
- ③ 5年を超えない貸付け

### ② 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者が開設する場合(農家等) (特定農地貸付法第2条第2項第5号イ)



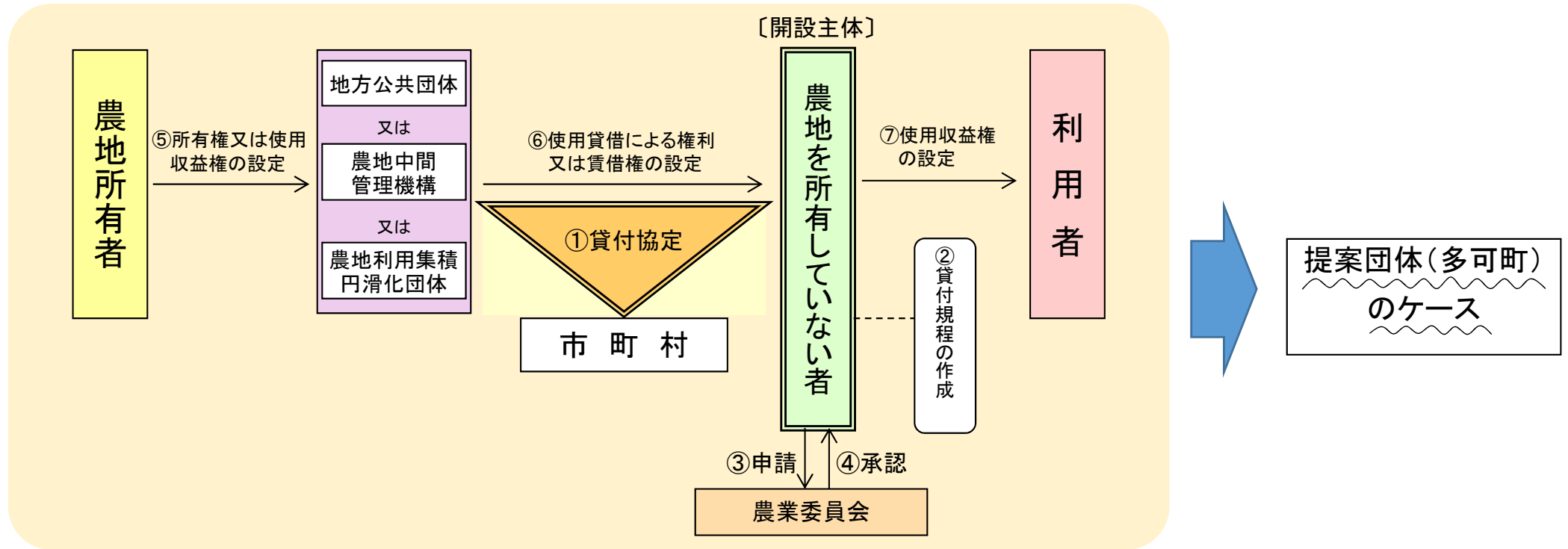
#### 貸付協定

以下の事項について、市民農園開設者と市町村等があらかじめ協定を締結

- ① 特定農地貸付けの承認が取り消された場合の農地の適正な利用を確保するための方法
- ② 開設者が行う農地の管理方法
- ③ 農業用水の利用に関する調整等の地域の農業との調整方法 等

# (参考1) 市民農園開設のための制度について ②

③ 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者が開設する場合 (NPO・企業等)  
(特定農地貸付法第2条第2項第5号ロ)



## (参考2) 市民農園の開設状況

(単位：箇所)

	特定農地貸付法	市民農園整備促進法	計
地方公共団体	2,062	259	2,321 (55.0%)
農業協同組合	469	42	511 (12.1%)
農業者	883	195	1,078 (25.5%)
企業・NPO等	292	21	313 (7.3%)
計	3,706 (87.8%)	517 (12.2%)	4,223 (100.0%)

資料：農村振興局都市農村交流課調べ（平成28年3月末現在）

注：市民農園整備促進法及び特定農地貸付法の手続きに従って設置されたものの数値